

上杉神社 所蔵品 放映 許可規定

令和8年1月20日改定

一、放映とは、①テレビ番組②インターネット画面等、所蔵品の写真（静止画像）および動画映像の、資料としての放映使用をいう。（商品および販促品への使用不可）

放映には、所有者である宗教法人上杉神社（以下、当神社）発行の放映許可書を要する。

※再放送を除く二次使用（本放送の再編集、別媒体での放送を含む）の場合も新たな申請を要する。

一、初回放送と同様の再放送およびネット配信等については、有効期限を許可書発行日より2年間とし、それを超えての再放送の際は新たな申請と初穂料（放映許可料金）を申し受ける。

一、使用番組等に放映の要があることを当神社が認め、かつ当神社に写真（静止画像）がない場合は、希望により撮影を当神社の指定する業者に依頼する。撮影料は業者から申請者へ直接請求する。

一、初穂料の支払い

申請1件（1番組）につき、使用写真1点ごとに、当神社規定の初穂料を申し受ける。

●注意：申請書が提出された段階で、結果的に編集で画像を使用しなかった場合でも、
使用と同様の初穂料を申し受ける。

なお、振込手数料は申請者負担とする。

一、一つの番組につき放映・貸出する点数は、5点まで。

*当神社における申請書原本および許可書写しの保管期間は、発行日より半年間です。

【初穂料】

適用	1. テレビ放送 (地上波ほか BS・CS・ 海外・オンデマンド・機 内・モバイル等)	2. デジタルコンテンツ (館内・社内等における)	3. ネット配信 (1の放送をネット配信する 場合も含む) ※コピーガード 対策を施したものに限る。
①国指定重要文化財	1点 50,000円	1点 50,000円	1点 100,000円
②県・市指定文化財	1点 30,000円	1点 30,000円	1点 60,000円
③上記以外の文化財	1点 20,000円	1点 20,000円	1点 40,000円

【当神社放映許可条件】

申請者は、以下の許可条件を厳守すること。

- 申請書に記した目的以外の使用および画像の複写・保存を固く禁ずる。
- 当神社および御祭神の名誉を毀損するようなことをしてはならない。
- 使用物には、所有者名・所蔵先として「上杉神社所蔵」と明記すること。
- 使用物はDVD等におこし、放映日より10日以内に当神社に送付のこと。
- 万一、貸出画像を破損・紛失した場合は至急当神社に報告し、弁済すること。
- 初穂料の振込および貸出画像の返却は、いずれも許可書発行日から10日以内に済ませること。遅れる場合は、理由と見込み日時を連絡すること。
- 写真画像は当神社の所有する貸出画像のみを使用すること。